

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成17年12月2日(2005.12.2)

【公表番号】特表2001-523100(P2001-523100A)

【公表日】平成13年11月20日(2001.11.20)

【出願番号】特願平10-546511

【国際特許分類第7版】

A 01M 23/12

A 01M 23/38

【F I】

A 01M 23/12

A 01M 23/38

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月27日(2005.4.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成 17.4.27
年 月 日

特許庁長官 小川 洋 殿



1. 事件の表示 平成10年特許願第546511号

2. 補正をする者

事件との関係 出願人

氏名 レンナウ ベル

3. 代理人

住所 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号
電話(代) 3211-8741

氏名 (5995) 弁理士 中村 稔



4. 補正命令の日付 自 発

5. 補正対象書類名 明細書、図面

6. 補正対象項目名 請求の範囲、図面

7. 補正の内容

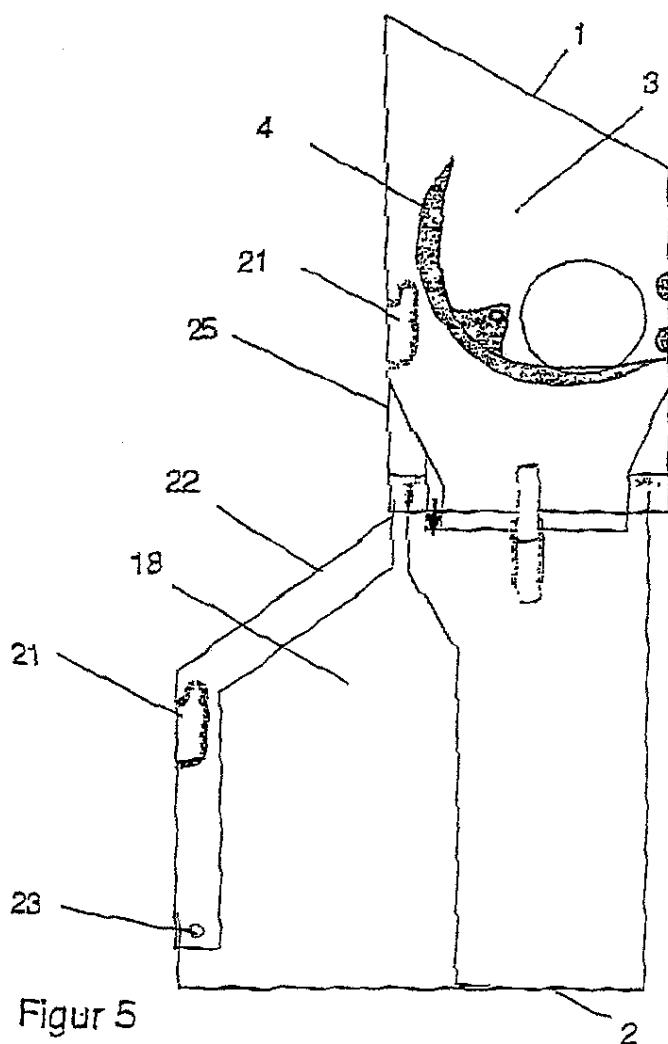
- (1) 請求の範囲を別紙のとおり補正する。
- (2) 図面の図5および図6を別紙の通り補正する。

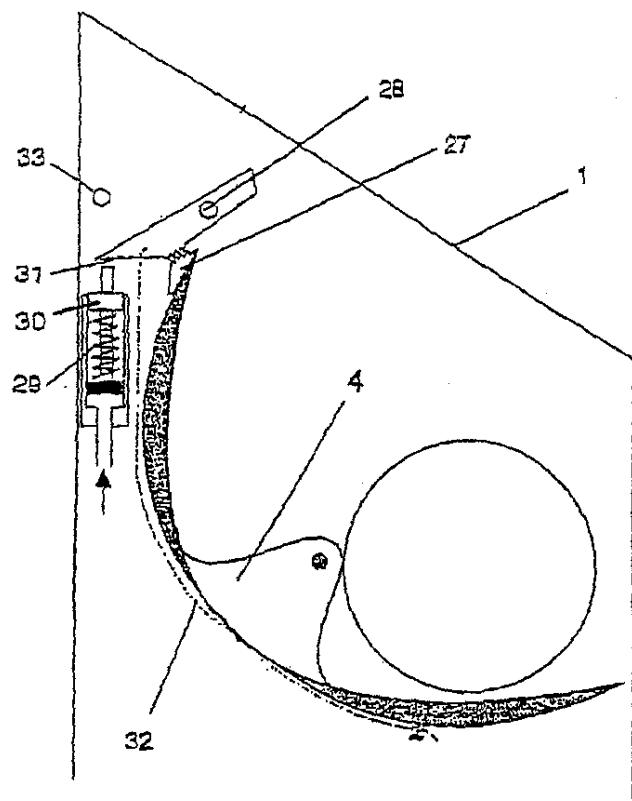


請求の範囲

1. 特にネズミ、ハツカネズミ、及び、これらと類似した動物を動物捕り器内に捕らえ、次いで、任意的に殺すことにより駆除することと関連した方法であって、前記動物捕り器は、動物を室(2,13)内に捕らえ、又、動物が作動機構(7,9,10)に連結された入口装置(4,17)上に存在しているとき、作動機構が動物により検出ユニット(8)を介して解除されて、動物が入口装置を経て前記室内に案内されるような形式のものであり、前記方法において、前記動物が、入口装置(4,17)の作動前に、検出ユニット(9)を所定回数、通過するようすることを特徴とする方法。
2. 前記室内に捕らえられた動物をガスで殺す段階を含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。
3. 前記装置内において、入口のところで動物に餌を与えることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の方法。
4. 特にネズミ、ハツカネズミ、及び、これらと類似した動物の駆除と関連して用いられる器具であって、室(2,13)が設けられ、該室内に動物を捕まえ、入口装置(4,17)が動物捕り器内の動物のための入口通路内に設けられ、入口装置を通じて動物が室内に案内され、入口装置を作動させる作動機構(7,9,10)が設けられ、入口装置を解除するよう作動機構と連絡状態にあって、動物捕り器内の動物を記録する検出ユニット(8)が設けられている器具において、前記検出ユニット及び作動機構(8~10)のうちの少なくとも一方は、多数の動物が検出ユニット(8)を通過した後に入口装置(4,17)が解除されるよう構成されていることを特徴とする器具。
5. 動物をガスで殺す手段を更に有していることを特徴とする請求項4に記載の器具。
6. 動物が餌を食べる動物餌やり場所(6)が、動物の検出ユニット通過後のところに設けられていることを特徴とする請求項4に記載の器具。
7. 入口装置は、自動閉鎖式落とし戸(4,17)として構成されていることを特徴とする請求項4記載の器具。

8. 動物餌やり場所は、落とし戸（4,17）と関連して配置され、動物は、落とし戸の上に立った状態で餌を食べることができるようになっていることを特徴とする請求項7に記載の器具。
9. 検出ユニットは、タッチフリーの受動式検出ユニット（8）、例えば光電センサであることを特徴とする請求項4記載の器具。
10. 落とし戸（4）は、湾曲した断面を備えていて、作動すると動物の体重により単独で回転できるよう長手方向軸線の回りに回転自在に吊り下げられており（11）、落とし戸の回転軸線は、落とし戸の重心に対して偏っていて、落とし戸上の動物が前記室内に落下するようになっていることを特徴とする請求項7に記載の器具。
11. 殺害室（2,13）は、該室を少なくとも部分的に、動物を殺すのに十分な濃度のガスで少なくとも部分的に充填する手段と関連していることを特徴とする請求項4に記載の器具。
12. ガス充填手段は、前記室（2,13）にガスを定期的に充填するようになっていることを特徴とする請求項11に記載の器具。
13. 殺害室（2）は、気密のプラスチック袋（13）で内張りされ、前記室は、前記袋が納められた引出しを備えることを特徴とする請求項11に記載の器具。
14. 請求項4～13のうちの何れか1項に記載の器具であって、2つの相互に連結された主要部品として構成され、即ち、落とし戸（4,17）を備えると共に、一般に重要な機械式及び電子式部品を収納した捕獲ユニットと、収納保管して任意的に殺害を行うための室（2）から成るユニットと、で構成されることを特徴とする器具。





Figur 6